

令和 6 年度寝屋川市建設事業再評価
対象事業に対する意見について（報告）

令和 7 年 3 月

寝屋川市建設事業再評価委員会

1 はじめに

寝屋川市建設事業再評価委員会は、寝屋川市建設事業再評価実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市が実施する建設事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、要綱第2条各号に定める再評価対象事業の「寝屋川地区住宅市街地総合整備事業（萱島東地区、池田・大利地区、香里地区）」における「住宅市街地総合整備事業詳細評価及び対応方針（案）」について、審議を行った。

ここに、本委員会の会議の結果を寝屋川市建設事業再評価委員会運営要綱第6条の規定に基づき、報告するものである。

2 会議の結果

今回、再評価対象となった事業について、老朽建築物の建替えによる不燃化を促進し、主要生活道路及び都市計画道路の整備による延焼遮断効果による防災性の向上により、安全で快適な住環境の形成を図るための必要な事業であり、市が作成した「住宅市街地総合整備事業詳細評価及び対応方針（案）」は適切と認められるため「妥当」である。

3 対象事業の内容と意見

寝屋川地区住宅市街地総合整備事業（萱島東地区、池田・大利地区、香里地区）に対する意見

○事業の背景・現状

高度経済成長期に、数多く建設された木造賃貸住宅等の密集市街地の解消に当たっては、住環境の整備はもちろん、防災性の向上や地域の活性化などを視野に入れながら、老朽木造賃貸住宅等の建替えを促進し、また、都市計画道路や主要生活道路の整備等の都市基盤施設を総合的に整備していくことが必要であり、近い将来に発生が予想されている南海トラフ巨大地震に備えるためにも、国が目標とする令和12年度（2030年度）までに最低限の安全性を確保し、危険密集市街地の概ね解消を目指すことが求められる。

以上の事業の背景・現状に基づき、本委員会は評価対象事業の実施について、以下のとおり提言する。

○再評価対象事業に対する意見

- (1) 今後の社会経済情勢の変化や実施過程の透明性を確保しつつ、対応方針（案）に基づき、密集市街地の解消を目指す本事業を継続実施し、進捗度をさらに高め、防災性を備えた住環境創出の促進を図るよう努められたい。
- (2) 地区内において、防災性の向上や延焼防止につながる防災広場の整備も主要生活道路整備に合わせて進めるなど、整備手法の有効性を高め、より一層の事業の進捗に努められたい。
- (3) 地域の特性に応じた、建築物の共同化や良質な戸建て住宅の建替え促進につながるよう、事業の円滑な推進と事業効果の更なる発現に引き続き努められたい。

以上